

柔道整復療養費の適正化に向けた見直し

柔道整復療養費(健保組合等から柔道整復師に支払われる施術料など)については近年、高額の不正請求の事件が発生し、その請求方法がいわゆる「部位転がし」といわれる、負傷部位を数ヵ月おきに変更するというものでした。そのため、厚生労働省はこれらの対策に重点を置いた制度の見直しについて審議会等で議論を重ねてきましたが、2017年度から実施する主なものとして、(1)療養費の支給基準の明確化、(2)「部位転がし」等の重点的な審査、(3)施術内容等をチェックする組織(柔整審査会)の権限強化等を挙げています。

健康保険でかかれるのは "原因が明らか" な負傷であること

また、そのほかの見直しとして、療養費の支給対象となる負傷*について、「負傷の原因が明らか」であること、急性または 亜急性の判断基準として「身体の組織の損傷の状態が慢性に至っていない」こと、と明確化される予定です。現在でも健康保険でかかれるのは原因が明らかである場合に限られますが、見直し後 は特に負傷原因について「具体的に、いつ、どこで、どこを、どうして負傷したか」を施術所は記録しておくことが求められます。健康保険で整骨院・接骨院にかかる際には、これらを具体的に説明できるようにしておきましょう。なお、見直しの時期については厚生労働省から関係通知が出されてからとなります。



*急性または亜急性の外傷性の骨折、脱臼、打撲、捻挫、肉離れ。

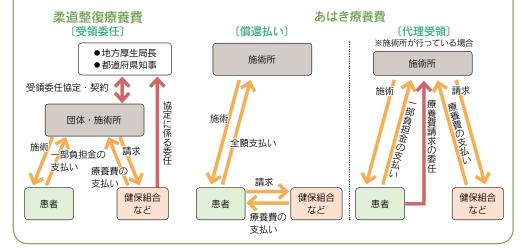
→7頁もご覧ください。

``あはき'' 療養費にも将来、受領委任制度が導入される見通しに

本来、償還払い(立て替え払い)が原則の柔道整復療養費については、例外扱いとして患者が一部負担金を支払うだけでかかれる「受領委任」が認められていますが、あんま・マッサージ・指圧、はり・きゅうの療養費(あはき療養費)については償還払いまたは「代理受領」というしくみで請求・支払いが行われています(図)。代理受領を取り扱えるのは、健保組合などの保険者が施術所と協定・契約を結んでいる場合です(IBM 健保組合では実施していません)が、受領委任のように行政が関わらないため、監督・指導は行えず、不正請求等が起こりやすいことが問題となっていました。

そこで今回、審議会等においてあはき療養費にも受領委任制度を導入することが議論され、その方向でまとまりましたが、制度に参加するかどうかは健保組合等の保険者の裁量によることとされました。実施時期については、2017年度中に具体的な制度設計を行い、2018年度中に不正対策と合わせて実施する予定となっていますが、受領委任が導入された場合、安易にかかってしまうことのないよう、今まで以上に患者一人ひとりのコスト意識が大切になってくるといえます。

図)各療養費の請求・支払方法の違い



は IJ きゅうについ 制

※ 2017 年 3 月 21 日 開催の厚生労働省の審議会 (療養費検討専門委員会) において公表された内容 (方針) をもとに掲載。見直しの内容は今後、変更される場合があります。



その内容がまとまりましたので、

整骨院 ・接骨院 (柔道整復師) ゃ あんま・マッサー · 指圧、 はり・きゅうに関して制度の見直しが議論されてきましたが

みなさまに関係のある内容を中心にご紹介します